

令和8年第7回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和8年4月16日 午後3時開会

午後4時42分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満 委 員 大城 進 委 員 宮城 光秀
委 員 辻上 弘子 委 員 小濱 守安 委 員 上里 佐代

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教 育 指 導 統 括 監	崎間 恒哉	参 事	平田 直樹
参 事	城間 優	総 務 課 長	大城 司
総 務 課 総 務 班 主 幹	宮里 真吾	教 育 支 援 課 長	宮野 賢行
施 設 課 長	当真 四克	学 校 人 事 課 長	東 哲宏
学校人事課県立学校人事管理監	上原 令	学校人事課小中学校人事管理監	古謝 将史
働き方改革推進課長	安座間俊一	県 立 学 校 教 育 課 長	屋良 淳
教育 D X 推進課長	當間 文隆	義 務 教 育 課 長	新城 高広
保 健 体 育 課 長	遠越 学	生 涯 学 習 振 興 課 長	堀川 恭宏
文 化 財 課 長	米須 薫子	文化財課文化財班長	野村 直美
文化財課記念物班長	新垣 力		

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第1号、議案第2号及び議案第3号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和8年第5回議事録の承認

全会一致で、令和8年第5回議事録を承認した。

(4) 令和8年第6回議事録の承認

全会一致で、令和8年第6回議事録を承認した。

(5) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が辻上委員を議事録署名人に指名した。

(6) 報告事項

報告事項1 令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）における質問等概要報告

【説明（総務課長）】

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）における質問等概要報告について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 45番、GIGAスクール構想以降のICT機器の整備及び活用について、2点確認させてください。令和6年度における本県高校教員のICT活用指導力は86.8%となっていますが、小中学校及び特別支援学校それぞれの状況、そして、答弁において、研修などを通じて学校現場の授業改善に役立てているとあるが、各学校の校内研修や市町村教育委員会が行う研修への支援をどのように行っていますか。

○教育DX推進課長 ご質問の1点目、令和6年度における本県教員のICT活用指導力は、小学校教員が87.2%、中学校教員が88.7%、特別支援学校教員が77.4%となっております。2点目の研修などを通じた学校現場の授業改善等ですが、教育DX推進課としましては、学校の授業やDX環境改善のため、研修事業計画に掲載している参集及びオンライン研修のほか、令和7年度は小・中・高・特別支援学校の校内研修を延べ26校、授業の視察等を延べ29校で行いました。また、小規模離島の1自治体に対し、指導主事と行政職員を派遣し、学校訪問及び教育DX関連の行政手続の支援を行ったところです。今後も教育DX推進課では、学校や市町村教育委員会へ指導主事等を派遣し、支援を行いたいと考えております。

○大城委員 わかりました。GIGAスクール構想第2期では、ICT機器の整備に加え、教育DXにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進め、教育の質の転換が求められています。また、近い将来のAI化、グローバル化社会を生きる児童生徒にとって、情報活用能力の育成は重要です。一方で、本県では授業へのICTの効果的な活用は、これから一層工夫していく段階にあります。こうした状況を踏まえ、1人1台端末が当たり前になった今、学び方自体を変えることが大切です。先生方や関係機関で認識を揃え、計画的な研修とチームでの支援で、学校現場の授業改善を着実に進めていただきますよう、お願いいたします。

○宮城委員 14番の学校給食費無償化についてお聞きします。今年度から小学生の学校給食費について、月額5,200円の補助が実施されるということで、この月額5,200円を超え

る部分については県が対応を検討するという答弁もされていますが、どのような対応になるのか教えてください。

○保健体育課長 学校給食費につきましては、昨年度から中学生は学校給食費の1/2を補助しており、今年度、委員からありました小学生分として、国の給食費負担軽減交付金を活用して、1人あたり月額5,200円補助することとしているところであります。超過分ということで、2月時点の調査ですが、22の市町村において小学校の給食費が5,200円を超えるだろうということを回答しているところであります。その超過分については、国の制度では保護者から徴収することが可能であるということになっているところであります。ただ市町村がそれぞれどのような対応をするのかということ、これからまた確認してまいりたいと思いますので、その調査結果を受けて、市町村がそれぞれどのような対応をしているかということ、を全体的に勘案しながら、県としてどのように対応していくかを、再度検討していきたいと考えているところです。

○宮城委員 わかりました。できるだけ速やかな対応を望みたいと思います。続けて9番、全国で3,000億、沖縄で60億という、ネクストハイスクール構想について、コンソーシアムを構築する旨の答弁をされていますが、このコンソーシアムというものはどのようなもので、どのような協議を行っていく予定なのか、お聞かせください。

○県立学校教育課長 まず、沖縄県公立高等学校教育改革推進事業として、2040年に向けて公立高校の学校改革がスタートします。令和8年度中には、沖縄県高等学校教育改革実行計画が策定されます。2040年に向け中長期的に考え、それに先立つ拠点校を作ること、4か所の改革拠点を策定し、令和9年度以降、その4拠点以外の全校への波及を目指して、パイロットケースを創出していきます。お尋ねのコンソーシアムの件ですが、このパイロットケースを創出する際に、沖縄県の、例えば経済の状況、こういった分野で人材が不足しているか、余剰があるか、必要な人材の育成、どのような分野でDX化が進んでいるのか、関係部局としっかり連携をして、データを共有しながら、未来に向けて高度人材を育成するために、協働していかなければなりません。また、高等教育機関、大学や大学院といった研究機関等とも連携していくということで、それぞれの代表と合議をしながら長期計画で改革を進めていくということで、それらの協力体制や合議体、これを指してコンソーシアムというふうに表現しております。

○宮城委員 大変重要な事業になると思われまますので、しっかりと取り組んでくださることを願っています。次に、60番の久米島高校における離島留学について、この制度の概要、そして行った成果及び今後の課題についてお聞かせください。

○県立学校教育課長 まず、久米島高校における離島留学の制度ですが、これは久米島町が地域支援交流学習センター、じんぶん館と呼んでおりますが、その町営の寮を設置しております。そして、久米島高校魅力化プロジェクトを立ち上げ、そこに離島留学生を受け入れて、県外から留学生が久米島高校に入学してきております。当留学制度によって、久米

島出身の生徒と島外から入学してきた生徒、島内外の生徒が切磋琢磨し合い、お互い高め合っているというふうに聞いており、例えば大学等への進学率の向上など、目に見える成果を上げていると認識しております。課題もあり、久米島町内の生徒数減少、久米島高校普通科と園芸科には空き定員もあるということから、学校の魅力化を図る必要があります。課題解決に向けては、あくまでも想定の話ですが、コミュニティ・スクール化、ネクストハイスクール構想の協力校ということも考えられます。更なる活性化を図るように、学校と意見交換を進めているところでございます。

○宮城委員 他の離島や地域にとっても大変参考になることだと思われまますので、この成果や課題を共有して取り組んでいただきたいと思います。

○辻上委員 13番、進路の多様化に対応する支援体制について教えてください。どのような体制で進路指導、支援が行われているのか、また、特に支援を必要とする生徒に対してはどのような工夫がなされているのかをお聞かせください。

○県立学校教育課長 まず進路の多様化ですが、本課の事業の中でキャリアビルドアップ事業というのがございます。これは4つの細事業に分かれております。まず、キャリア教育推進事業。これは全高校へキャリアコンサルタントという有資格者を派遣して、実際に相談するなど、キャリア教育を進めていく事業です。次に進学エンカレッジ推進事業。これは例えば難関大学や上位の大学を目指す生徒たちに、難関大学や県外の企業等を訪問し、本物を見せて、気持ちを高めながら自分が今何をすべきかということを見つめ直させるという、宿泊を伴う学習会を行う事業がございます。また、高度人材育成事業や就職活動キックオフ推進事業といった、進学・就職、様々な分野への進路に対して、生徒たちのそのキャリア形成を促す事業を行っております。それから支援を必要とする生徒、例えばゆっくり学ぶタイプの生徒、進路未決定であるとか、単位保留懸念者、そういった生徒たちも対象に、キャリアコンサルタント等の有資格者といった外部人材を活用して個に応じた丁寧な進路相談を行い、学校の先生方の進路相談、進路指導を支援するというようなことも行っております。また、特性などがあり、学びに特徴がある生徒についても、特別支援教育におけるセンター的機能などを活用して、柔軟な教育課程による学び直しなどで、しっかりフォローしていくという体制をとって、キャリア教育全体の推進を進めているところです。

○辻上委員 進路の多様化に対応するために、様々な体制整備が進められている、工夫されているということが理解できました。進路の多様化が進む中で、一人ひとりの生徒に応じた支援の重要性はますます高まっていくと感じております。現在の取組を着実に進めていただくために、離島地域の特性も踏まえ、オンラインの活用や関係機関との連携を更に深め、多様な進路選択に対応できる支援体制の一層の充実を期待します。併せて、支援を必要とする生徒の生活面への配慮についても、これまで同様、丁寧に対応をお願いいたします。次に44番、薬物乱用防止教育について、3点お願いいたします。現在、各学校において具体的にどのような予防教育が実施されているのか、特に児童生徒が自分事として捉え

ることができるような指導の工夫について教えてください。2つ目に、知識の理解に留まらず、実際に誘われた場面を想定したロールプレイなど、行動につながる場面がどの程度行われているのかということもお聞かせください。さらに、その教育の効果や課題、併せて、SNS等を通じた新たなリスクの対応についてはどのようなお考えか、お聞かせいただければと思います。

○保健体育課長 若年層による薬物乱用につきましては、本当に大きな課題となっているところであります。ご質問のありました1つ目、2つ目につきましては、各学校において薬物乱用防止教育ということで、児童生徒の発達段階に応じてということになりますが、授業はもちろんのこと、警察等による薬物乱用防止教室などを行っているところであります。特に委員からありましたように、自分事として捉えるという意味では、保健の授業におきまして有害性に関する知識といったものを習得しながら、身近な生活の中にも起こり得る問題であることをしっかりと理解して、誘われた場合の断り方を練習するロールプレイなども用いながら、自分事としてきちんと捉えられるような学習内容としているところであります。3つ目について、こうした取組を行っているところですが、委員からありましたとおり、SNSの影響というのは非常に大きく、誤った多くの情報が児童生徒に伝わってしまうという現状があります。そういったことから、関係機関との連携を強化しつつ、学校におきましても教科横断的に多様な方向から多様な学びをできるようにということで、取組を充実させていきたいと考えているところであります。

○辻上委員 各学校で取り組まれていることは大変重要であると考えております。薬物乱用防止教育については、知識の習得だけでなく、実際に断る力を育てることが極めて重要だと感じております。私の経験でも、ロールプレイによって断り方を実際に練習させる授業が非常に効果的でございました。子どもたちの行動に直結する実践だったと振り返っても実感しております。今後もこのような体験的な学びをより一層充実させるとともに、SNS時代に対応した強化をお願いいたします。子どもたちが「知っている」だけでなく「できる」という状態になる教育、これを是非、継続してお願いしたいです。そのことが、子どもたちが自分たち自身を守る力を育てる教育に繋がると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小濱委員 ハラスメントについてお伺いします。今回の質問の中で、7番、26番、34番、35番がハラスメントに関するものと理解しております。ハラスメントと英語で言いますが、いくなれば嫌がらせやいじめを英語で言っているだけで、子どもの場合はいじめ問題というように扱いますが、ハラスメントと大きくマスクされています。ただハラスメントというのは、例えば私は医療職ですが、医療職の世界ではペイシエントハラスメントといって、患者さんから医療者に対する嫌がらせ、苦情など色々なものがあります。同じことは学校でも行われており、保護者から教師、担任に対しての苦情、ストレスのかかるようなことが多くあると思います。これは教職員に対するハラスメントということで、26番の質問になっていますが、このハラスメントというのは、今、子どもたちを預かる教職員にとってすごいストレスになるものと理解しております。医療の現場でも、あまり強いハラ

メントが加わりますと、結果として業務を続けられなくなる方、転職や他の施設に移ってしまう方もいるということを経験しております。学校の現場では更に厳しいと感じており、実際、この教職員に対するハラスメントについて、どのような対応をされているのか、教えていただければと思います。

○義務教育課長 まず、県立学校については、スクールロイヤーが配置されております。基本的には学校運営に関する経費については学校設置者が対応すべきこととなっておりますので、小中学校においては市町村教育委員会で、スクールロイヤー等の対応がされることとなります。スクールロイヤーが配置されていない学校について、例えば市町村ですと、市町村の顧問弁護士がおりますので、そこで対応していただいているということになります。沖縄県教育委員会としては、今年度、学校長を対象に校務事案対応研修というのを実施しますが、こういったことを通して法的知識の習得や実践的スキルの向上を目指します。また、教職経験が豊富な元校長先生を学校運営アドバイザーとして、6教育事務所全てに配置しております。全小中学校で年2回、訪問していただき、校長先生方の困り事などを聞きながらアドバイスするという事業も行っております。

○小濱委員 かなり細かく対応するようなシステムを作られているということを理解いたしました。やはり迅速に対応するということはすごく大事ですので、その都度、例えば地域の教育委員会に行くとか、スクールロイヤー等に相談するというのは、より迅速に対応できればと思います。そしてできるだけ早く、この苦情を受けている担任の先生を子どもたちの教育に専念できるような形を作っていただければと思います。私も医療の世界でこのようなハラスメントの担当をしたことがあります。原則のようなものがあります。それは、まず個人に任せないということです。個人に任せて孤立させてしまうと、本人が潰れてしまう可能性が高いので、それはしないということ。それから決して一人で対応しないということです。複数の担当、あるいは上司と一緒にチームで対応するということが、いざとなったらその職員をそこから外して、チームで対応、担当者が対応していくというようなことをやっております。このようなことは学校でも考えてやっていただければと思います。また、学校ですごく大事なことは、やはり保護者との関係だと思っております。今、コミュニティ・スクールや色々な形で地域との関わりをより深くしようとしておりますので、そういうところは教職員に対するハラスメントの予防・防止に繋がるのではないかと考えています。色々なところでコミュニティ・スクールということをやっておりますけれども、もっともっとこれを進めていただいて、地域との交流がもっと活発になれば、こういうものはもっと減っていくのではないかと考えておりますので、是非、検討していただければと思います。

○上里委員 私からは44番の学校における薬物乱用防止教育等について伺います。児童生徒や保護者が相談できる体制を整えているという旨の答弁がされておりますが、相談したら通報されたり退学になったりするのではないかとという恐怖心が、児童生徒からの相談を阻んではいけないでしょうか。

- 保健体育課長 まず学校における相談についてですが、罰則や処分というものを目的として行われるものではなくて、基本的には児童生徒、又は保護者の悩みや困り事、対応方法等について色々と話をしながら対応していき、子どもたちを守って、適切な支援につなげていくというのを目的としてやっているところでもあります。薬物に関する相談となりますと、例えばSNS上の情報で色々なことを聞いたり知ったり、あるいは誰かに対して誘われている、困っている、周囲の知り合いや友人にそのような情報が、というような内容も考えられますので、まずは孤立して一人で悩みを抱え込んでしまうことがないように、学校としてはいつでも相談できる体制を整えているというところでもあります。その中でどうしても学校内の支援だけでは解決が難しいというケースも当然あります。そういった場合も含めて学校には相談しづらいという子どもたちもいますので、外部の相談機関もしっかり周知します。いずれにしても、子どもたちが抱え込んでしまうということがないように、なるべく早期にそうしたことの解決が図られるように取り組んでいるというところでもあります。
- 上里委員 生徒が勇気を出して打ち明けた際など、最初の窓口となる教職員の皆さんが、即座に断罪しないということが支援を継続させる最大のポイントになると思っております。周囲による適切な理解と連携をこれからもどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、47番のラーケーション制度について2点、お願いいたします。まず1点が、昨年度は試行期間だったのですが、令和8年度は具体的にどのように実施されるのか、もう1点が、こちらの制度について保護者が職場を休みづらいということが想定されるのですが、地域の経済団体や企業などに対して協力や理解を求める働きかけなどは行っているのでしょうか。
- 県立学校教育課長 いわゆるラーケーション制度、これは県立学校家族休暇制度ということで、去年の9月から県立学校の方で試行的に導入しました。今年の3月に保護者アンケート等を実施して、試行的に制度導入したことについて意見をとっております。このアンケートの中身については概ね好意的な意見でした。令和8年4月からは、県立学校家族休暇制度として本格実施しております。例えば申請をする際や届出をする際、これは各学校の実態に合わせて工夫や改善するように求めており、今後とも学校側と生徒側、双方に負担感なく利用できる制度に育てていきたいと思っております。2点目の、保護者が職場を休みづらいといったことが予想されるということですが、先ほど申し上げました保護者アンケートの結果と、取得状況の調査結果等を関係部局と共有しております。関係部局としっかり共有をして、本制度のさらなる活用に向けて県全体として進めていけるように連携を深めております。
- 上里委員 どこへ行くにも、必ず飛行機を使わないといけないという沖縄県だからこそ、ピーク時などを避けるためにこの制度は必要ではないかと思っております。私の子どもの学校ではありますが、保護者の立場としてこの制度が保護者間で周知があまりされていないように私は感じておりますので、本格的実施にあたり周知の取組を是非よろしくお願いいたします。次に59番の体育館のエアコン設置についてお聞きします。体育館へのエア

コン設置について、答弁では令和 15 年までに避難所に指定されている体育館の空調整備に取り組んでいるとありますが、どのような計画で設置していかれるのでしょうか。また計画がない場合は、どのようなイメージで設置していくのかというのをお聞きしたいです。

○施設課長 県立学校につきましては、国の支援策として令和 15 年度までに対象施設 32 校、毎年度 5 校前後順次整備していき、令和 15 年までに全て完了するという計画を立てております。市町村立小中学校につきましては、多少、計画に動きはありますが、まだまだ令和 15 年に向けて取組を加速させる必要がありますので、あらゆる場面で市町村に説明していきたいと思っております。

○上里委員 昨今の夏の暑さは命に関わる危険な暑さとなってきています。体育館へのエアコン設置は必要になってくると思っております。どうぞこれからも積極的な取組をよろしくお願いたします。

報告事項 2 令和 8 年度教育庁等職員の定期人事異動の概況

【説明（総務課長）】

令和 8 年度教育庁等職員の定期人事異動の概況について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 令和 8 年度は新沖縄 21 世紀ビジョン基本計画及び県教育振興基本計画に基づく各種施策が、前半の折り返しを迎える重要な年度となります。こうした節目にあたり、今回の人事異動により各課には本県を代表する、行政や学校現場から優秀な人材が配置されました。この新体制を機に、「山は動く、組織は生き物、学校は変えられる」という一人一人の信念や経験をメンバー間でしっかりと対話し、共有していくことが大切だと考えています。こうした考えのもと、各課が所掌する主要な取組については、課内は元より課の枠を超えたチームとして取組、着実な前進に繋げていただきますようお願いいたします。

報告事項 3 令和 8 年度公立学校教職員定期人事異動の概況

【説明（学校人事課長）】

令和 8 年度公立学校教職員定期人事異動の概況について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○辻上委員 質問ではなくお願いという形になります。高等学校における女性管理職、特に校長職への登用が少ないという現状についてお伺いしました。学校人事課の皆様方の日頃の努力は理解しておりますので、この部分だけ着目すると結果として数値に表れていない点が残念ではあります。女性の管理職登用を進めるために、現場の先生方の意識改革も含め、具体的な取組強化の更なる推進に期待しております。是非とも取組を継続していただきますよう強くお願い申し上げます。

○大城委員 昨年度に引き続き、県内公立学校の教員不足等の現状について 2 点教えてください。

さい。令和8年4月始業時点、小、中、高、特別支援学校それぞれの教員未配置の状況、また小中学校における特に教員不足による少人数学級未実施数の状況はどうなっていますか。過年度の比較等から簡単にご説明をお願いします。

○学校人事課長 まず1点目のご質問です。教員の未配置の状況ですけれども、令和8年4月1日現在で、残念ながら未配置が生じておまして、状況としましては中学校で5名、高等学校で2名、合わせて7名となっております。これは前年度の同時期、4月1日と同数でございます。また、小、中、高、特別支援学校を通じて、担任未配置はございません。続きまして、少人数学級の未実施の状況について、令和8年4月の状況は、小学校におきまして1校1学級、中学校5校6学級におきまして、教室の確保が困難であるという理由で少人数学級ができていない状況でございます。合計では、6校7学級です。これらの学級につきましては、県の施策としての少人数学級を実施できておりませんが、国の標準的な学級規模、35人なり40人なりの範囲内での学級ということで、特に問題があるという状況ではありません。

○大城委員 再確認ですが、学級担任の未配置はございませんか。

○学校人事課長 ないです。

○大城委員 わかりました。先月の文科省による2025年度始業日時点の教員配置等調査から、全国の学校では教員不足の一層の深刻化が明らかになった一方で、本県では皆様の取組により、未配置教員数が着実に改善してきています。これまでのご尽力に心から感謝申し上げます。今後とも、関係課と連携し、教員確保と現場の負担軽減に取り組んでいただければと存じます。学校には、児童生徒の心身の成長と将来への力を育む役割が託されております。今回の新体制を機に、県及び市町村教育委員会と学校現場との連携を一層強化し、校長のリーダーシップが十分に発揮されるよう、各学校の事情に即したきめ細かな支援に努めていただきますようお願いいたします。

報告事項4 令和8年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果

【説明（県立学校教育課長）】

令和8年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○宮城委員 通信制課程が1倍を切ってきたというのが気になりますので、今後の推移をよく見ていただいて、より適切な定員数の設定に努めていただければと思います。

○大城委員 2点教えてください。1点目、県立高校38校、88学科で空き定員が生じ、2次募集が行われたと聞いていますが、最終的には令和8年度高校入学定員で示された全日

制 358 学級数、定時制 10 学級数が変更なく両方ともに確保されたでしょうか。2 点目、今回の入試選抜で最終の高校合格者あるいは入学者合計として、全日制及び定時制高校で 1 学科又は 1 コース 10 人に満たない学校はございますか。

○県立学校教育課長 まず 1 点目ですが、クラス数を設定したクラス数は全て埋まっておりますので、クラス数は確保できております。2 点目の 1 クラスが 10 名以下の学校があるかということについては、ございません。

○大城委員 わかりました。入学選抜新制度 2 年目の実施にご尽力いただき、感謝申し上げます。2 次募集では多くの学校で定員割れとなる中、創意工夫を重ねつつ令和 8 年度の教育活動がスタートしていることを大変心強く受け止めております。今後、行政としては学校基本調査などを踏まえて全体及び個別の状況を整理し、適切な時期に各校へ情報を提供します。また、各学校に置かれては校長のリーダーシップのもと、実施結果を全職員で共有し、うまくいっている点を確認しながらエビデンスに基づく具体策を検討いただきたいと思います。入試結果は学校の価値を測る一要素にすぎません。各校の特色や魅力を一層高めていただければ幸いです。魅力ある学校づくりをともに進めてまいりましょう。

報告事項 5 沖縄県教育委員会規則の一部改正（社会教育主事の資格の認定に関する規則）

【説明（生涯学習振興課長）】

沖縄県教育委員会規則の一部改正（社会教育主事の資格の認定に関する規則）について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 2 点確認させてください。1 点目、社会教育主事と社会教育士の違いについて教えてください。2 点目、認定基準第 2 条第 2 号との関連ですが、現在、現職教員が社会教育主事講習等を県内又はオンラインで受講可能な教育機関はございますか。

○生涯学習振興課長 まず 1 点目の社会教育主事と社会教育士の違いについてです。社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に設置が義務付けられている職名でございます。資格を取得した上で、ある一定の経験年数を踏まえて教育委員会が発令する必要がございます。その主な役割としましては、社会教育に関する専門的・技術的な指導助言や、具体的な取組として、地域の生涯学習推進に関するところで貢献しております。社会教育士は職名ではなく、そういう資格の称号を表しております。社会教育士は行政に限らず、NPO、企業、行政以外の多様な分野での活躍が期待されているところでございます。2 点目の現在県内に現職教員が対面又はオンラインで社会教育主事講習を受講できる教育機関があるかというご質問ですけれども、社会教育主事講習につきましては、国立教育政策研究所及び大学等、文科省が委任した委嘱機関の方で実施しているところでございます。沖縄県内の教員の先生方が受講する場合にあたっては、基本的には 2 回ございまして、夏場 7 月から 8 月、A 講習と呼ばれる国立教育政策研究所の方で、東京で対面型とオンラインで実施するものと、B 講習としまして 1 月から 2 月に、南部合同庁舎にある生

涯学習推進センターで実施すると、2つの方法がございます。他にも北海道立の生涯学習センターや九州大学といった大学等でも受けられることになっております。

- 大城委員 わかりました。県立学校でのコミュニティ・スクール制度の本格導入に向け、現職教員の校務分掌担当者等が社会教育主事など地域と関係する資格を備えることは、直接的・間接的な形を問わず、その円滑な実施に資すると考えます。また人口減少による過疎化等、いわゆる2040年問題が指摘される中で、役職定年後や早期退職後も地域で教育に関わり続けたいと考える教員にとっても、社会教育主事認定資格は有効な選択肢となります。こうした観点からも意義のあることですので、社会教育主事の資格認定に係る規則改正について教職員への周知に是非ご配慮をお願いします。

報告事項6 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

【説明（生涯学習振興課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 本施設の利用料金、活用対象について、2点再確認させてください。1点目、児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動を行う場合、施設の利用料金は免除の対象になると理解しています。この場合でも、音響・映像機器や冷房設備等の附属設備の利用料金については、免除の対象外として取り扱う認識でよろしいでしょうか。2点目、本県在住の高校生の部活動や、家族で実施するラーケーションの際の利用においても、本施設は活用の対象となりますか。

- 生涯学習振興課長 まず1点目、今回、施行規則で改正しました音響映像機器や冷房設備などの附属設備の利用料金について免除の対象となるか否かというご質問でございます。青少年の健全育成という観点から、施設だけでなく、この附属設備についても免除となっております。条文上も、利用料金という定義の中に施設及び附属設備と定めておりますので、条文からもそのように読める形になっております。続きまして、2点目の、本県在住の高校生の部活動ですとか、家族で実施するラーケーションの利用についても対象となるかというご質問でございます。県立青少年の家の利用につきましては、ご承知のとおり、団体宿泊、自然体験、体育レクリエーション等を行うことができるように、宿泊室やキャンプ場、研修室等、体育館等も設置しているところでございます。併せて、ファミリーキャンプ、野外炊飯、キャンプファイヤー等々、活動プログラムを提供しているところでございますけれども、その設置目的は、あくまで健全な青少年育成を図るための、青少年及びその指導者への研修という位置づけになっております。そのため、高校生の部活動やラーケーション活動を行うにあたっては、他の利用と同様、事前に、簡易ですが研修計画というのを立てていただいて、利用許可申請書というのを提出していただくという必要があります。こちらは1、2枚の紙ですので、こちらを作っていただければ基本的には受け

入れられますが、その施設ごとに、日帰りや宿泊などの利用料金について、最少人数というところがございます。場所によっては2人から受け入れますというところもございまして、10人以上じゃないと受け入れませんというところが、指定管理者ごとに異なっております。このあたりは、例えばご家族同士で申し合わせて、ある程度の人数を募って研修計画を立てていただいてご利用いただくというような形が望ましいと考えているところでございます。

○大城委員 わかりました。青少年の家の重要性を実感した一昨年の視察を踏まえ、物価高騰や人件費上昇などの社会経済情勢の変化に対応しつつ、県民サービスと安定した運営維持のために行われた利用料金等の見直しが、県議会常任委員会で原案どおり可決されたことは意義深いと考えます。今後とも本施設が健全な青少年の育成と本県の社会教育の一層の振興に資する施設として、着実に発展していくことを期待します。併せて、今回の改正に向けてご尽力いただいた所管課の皆様に深く感謝申し上げます。

報告事項7 国の重要文化財（歴史資料）の指定及び国の登録有形文化財（建造物）への登録についての報告

【説明（文化財課長）】

国の重要文化財（歴史資料）の指定及び国の登録有形文化財（建造物）への登録についての報告について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 報告7と8を一括して、意見を述べます。

報告事項8 県指定無形文化財の追加認定及び県指定史跡の指定についての報告

【説明（文化財課長）】

県指定無形文化財の追加認定及び県指定史跡の指定についての報告について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 本県ゆかりの文化財が国の重要文化財及び登録有形文化財となる見込みとなったことは、誠に喜ばしく誇り高い出来事です。琉球国之図や島根殿関係資料は、私たちの原風景やアサギの情景を鮮やかに呼び覚まし、地図や測量技術、拝所の様式とそこに込められた思想を通じて、新たな視点をもたらします。今回の指定及び登録は、日本の共有財産として沖縄の歴史と文化を改めて見つめ直す大きな契機となります。こうした国レベルの評価に加え、併せて県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」の保持者の追加認定と、「アラフ遺跡」の県指定史跡答申を心から歓迎いたします。特に多様性を特徴とし、世代に誇る平和の武である沖縄空手は、人権尊重や子どもの成長を重んじる教育的価値にも富む文化であります。所管課におかれましては引き続き、これら貴重な文化財を適切に保護、活用し、次世代へ継承していくことを強く期待しております。

○小濱委員 アラフ遺跡について教えていただきたいのですが、考古学会の本で見たアラハ遺跡というのは同じですか。先日説明を受けた際にとっても興味を持ち、テキストを読ませていただきました。そうすると、この時代の宮古と八重山での文化において、全く出土物が違うということがありました。八重山の方では中国の貨幣が見つかるなど、大陸の方との繋がりも感じられたのですが、宮古そのものは何もないと。島伝いになかなか行けないということですが、琉球人はどこから来たかという本を昔読んだときに、南から上がってきたのではないかということがあり、そうするとギャップがあると思い、その辺も教えていただければと思います。

○文化財課記念物班長 この辺りは色々な研究が進んでいるところですので、実際この文化があって、沖縄諸島辺りと宮古・八重山諸島辺りが異なっているという話ですとか、宮古・八重山諸島の中でもこの文化が変わっていく様子が、例えば人が変わったのか、それとも同じ人たちだけ文化が変わっていったのかも含めて、今、色々な研究が進んでおり、色々な説が出てきています。それこそ南からという説や、ミクロネシア諸島からといった色々な説がありますので、こういった研究がまた進んでいくためにも、こうやって遺跡を残して、今後研究ができるようにしていくということが重要なことだと思っております。

○小濱委員 この指定を受けたということで少し調べてみて、本当に素晴らしい遺跡、非常に貴重な遺跡だと思いました。

(7) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

議案第2号 学校職員の人事について（非公開）

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

(8) その他

特になし

(9) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。